



税理士法人より

所長 前川 研吾 (公認会計士・税理士)

平成29年度税制改正大綱において、所得拡大促進税制について改正が検討されました。今回は、従来の制度からの改正点や注意しておきたい点などをご紹介します。

所得拡大促進税制とは

所得拡大促進税制とは、従業員の給与等を一定額以上増加させた場合に、その事業年度の法人税額から一定の金額を控除できる制度です。個人事業主、法人ともに適用可能で、業種による制限もなく、多くの事業者にも活用チャンスがあります。初めて給与等を払う設立初年度においても適用を受けることが可能です。

適用を受けるためには、給与等が増加した従業員が社会保険に加入していることや、青色申告法人に該当することなどが必要です。賃金を上げる前に、要件を満たしているかどうかを確認することが大切です。

有利な改正

適用を受けるための要件や法人税額から控

除できる金額には、中小企業者等と大企業で差があります。中小企業者等とは、事業年度終了の日における資本金額が1億円以下で一定のものをいい、それ以外の法人を大企業といます。なお、資本金額1億円以下で、発行している株式のすべてを資本金5億円以上の法人に所有されている法人は、大企業となります。

①中小企業者等の場合

従来は給与等の増加額の10%を法人税額から控除できるものとされていましたが、一定の条件を満たせば最大22%まで控除できるようになる見込みです。

②大企業の場合

従来は給与等の増加額の10%を法人税額から控除できるものとされていましたが、最大12%まで控除できるようになる見込みです。

不利な改正

法人税額から控除ができる金額が大きくなった反面、大企業においてこの制度を適用するための条件が少し厳しくなります。従来

「当事業年度の平均給与(1ヶ月における1人当たりの給与)が前事業年度を超えて増加していること」とされていました。それが「当事業年度の平均給与が前事業年度より2%以上増加していること」と変更されます。以前よりさらに給与等の増加額を大きくしなければ適用できないこととなります。

おわりに

賃金を上げることには、社会保険料等のコストが増加してしまうという面もあるため、制度の効果とのバランスを考慮することが大切です。また、役員等の給与等に関しては適用されないなど、今回ご紹介した以外にも細かな規定があります。ご不明点等ございましたら、弊社までお気軽にご相談ください。



社会保険労務士法人より

所長 今井 慎 (社会保険労務士・キャリアコンサルタント)

「雇用保険法」「育児・介護休業法」などが改正に！企業への影響は？

通常国会に法案提出

現在開会中の通常国会に「雇用保険法等の一部を改正する法律案」が提出されました(1月31日)。

雇用保険法、労働保険徴収法、育児・介護休業法、職業安定法に関わる改正となっていますが、企業に影響のある改正を中心にみていきます。

失業等給付に係る保険料率および国庫負担率の時限的引下げ

平成29年度から平成31年度までの各年度における雇用保険料率および国庫負担率が、時限的に引き下げられます。

雇用保険法、労働保険徴収法に関わる改正で、平成29年4月1日の施行予定です。

育児休業に係る制度の見直し

現在の育児休業は原則1歳までで、保育所

に入れない場合等に限り1歳6カ月まで延長が認められていますが、改正により、さらに6カ月(2歳まで)再延長できるようになります。また、それに合わせて育児休業給付の支給期間も延長となります。

育児・介護休業法、雇用保険法に関わる改正で、平成29年10月1日の施行予定です。

職業紹介の機能強化および求人情報等の適正化

①ハローワークや職業紹介事業者等のすべての求人を対象に、一定の労働関係法令違反を繰り返すブラック企業の求人は受理されなくなります。現在は、ハローワークにおける新卒者向け求人のみが対象となっていますが、改正が行われれば中途やパートなどすべての求人が対象となります。

他にも、②会社が虚偽の求人申請を行った場合、罰則の対象となります。また、③採用時の条件があらかじめ明示した条件と異なる場合等には、その内容を求職者に明示することが会社に義務付けられます。

いずれも職業安定法に関わる改正で、①は

公布から3年以内、②③は平成30年1月の施行予定です。

その他の事項

その他、失業等給付の拡充として、「給付日数の延長」や「雇止めされた有期雇用労働者の所定給付日数の延長」、「専門実践教育訓練給付の給付率の引上げ」等が予定されています。





会社のトラブルQ&A

法律についての疑問にお答えします

Q 退職した従業員が同業他社に
転職してしまったら？

先日、当社のある従業員が自己都合により退職しましたが、その後同業他社に転職していることが判明しました。その従業員には、退職時に誓約書を差し入れさせ、退職後1年間は、同業他社に転職しないことを誓約させました。この場合、その従業員に対し、何かとりうる方法はあるのでしょうか。

A 競業禁止義務特約の有効性が
ポイント

競業禁止義務とは

競業禁止義務とは、主に営業秘密の流出を避けるという目的等から、在職中または退職後の従業員が、使用者と競合する事業活動を行わないという義務です。従業員は、在職中

においては、労働契約に基づき、信義則上競業禁止義務を負い、多くの場合、就業規則でも定められています。一方、退職後は、労働契約の適用はありませんので、就業規則に退職後も競業禁止義務を負う旨の規定を設けるか、退職時に、競業禁止義務を負う旨の特約を別途結ぶ必要があります。本件誓約書は、競業禁止義務を負う旨の特約と解釈できます。

内容の有効性

しかしながら、どのような内容の規定や特約でも有効になるわけではありません。すなわち、従業員は、退職後はどの仕事に就くことも基本的には自由(憲法22条1項)であるため、特約さえ結べば、競業を禁止できるというものではありません。具体的には、①守るべき使用者の利益、②従業員の地位、③競業禁止の期間・地域の限定、④代償措置、等を総合的に考慮して、当該競業禁止義務特約に合理性が認められなければ、公序良俗に反し無効となります。

各要素について合理性が肯定される事情の例として、①は、メーカー等、技術的秘蔵を保護することが業務上重要な場合、②は、従業員がこれらの情報を多く知り得る地位にあった場合、③は、期間が短く、地域がより限定されている場合です。本件の退職後1年間という期間は、これだけで合理性が否定されるものではないと思われますが、他の考慮要素次第では、長すぎると判断される可能性もあるでしょう。④は、退職金の上乗せや在職時に秘密保持手当を支給していた場合です。

なお、特約締結が、真に従業員の自由意思に基づかないものであった場合も、特約の効力が否定されることがあります。

とりうる手段

競業禁止義務の特約が有効な場合、使用者は、当該特約に基づき、特約に反し競業を行った元従業員に対し、競業の差し止めや損害賠償を請求することができます。

i お知らせ

この度、汐留パートナーズの一員となりました弁理士・林裕己です。近年、コンプライアンス(法令順守)の意識の高まりから、権利関係に適切に対処することが求められています。中でも、アイデアやブランドといった知的財産権は、目に見えないもので一見して軽視されがちですが、現実の世界では、このような目に見えないものが価値や信用を生み出し、それに対価を支払って、経済が回っている側面もあります。

しかしながら、アイデアやブランド等は他人から模倣や盗用されやすく、また、自身も軽はずみでそれらを使用しているかもしれません。そこで、特許、実用新案、意匠、商標、著作権等での心配事があったりやお困りの際には、お問い合わせください。

汐留特許商標事務所 所長弁理士 林裕己
ホームページ: <http://shiodome.co.jp/pat-tm/>

汐留社会保険労務士法人では3月から隔週木曜日にミニセミナーを開催いたします。今月は、働きながら社会保険労務士試験合格を目指す人向けに合格に必須の勉強法をお伝えします!働きながら資格取得を目指す人事担当者の方など、今年8月の試験で合格を勝ち取りたい方がいらっしゃいましたらぜひご参加ください!以下の案内をご確認の上、担当者までお問い合わせくださいませ。

セミナー案内: <https://www.shiodome-sr.jp/pdf/motivation201703.pdf>
汐留社会保険労務士法人 担当: 月岡

3月の税務と労務の手続提出期限 [提出先・納付先]

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合> [労働基準監督署]

15日

- 個人の青色申告承認申請書の提出<新規適用のもの> [税務署]
- 個人の道府県民税および市町村民税の申告 [市区町村]
- 個人事業税の申告 [税務署]
- 個人事業所税の申告 [都・市]
- 贈与税の申告期限<昨年度分> [税務署]
- 所得税の確定申告期限 [税務署]
- 確定申告税額の延納の届出書の提出 [税務署]
- 国外財産調書の提出 [税務署]
- 総収入金額報告書の提出 [税務署]

31日

- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出(雇用保険の被保険者でない場合)<雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]
- 個人事業者の消費税の確定申告期限 [税務署]

発行所

汐留パートナーズグループ

〒105-0004 東京都港区新橋1-7-10 汐留スペリアビル5階

TEL: 03-6228-5505 URL: <http://www.shiodome.co.jp>

誌面デザイン 赤星 ポテ子

URL: <http://akahoshi-poteco.com>